

## アプリからの口座開設に係る特約

### 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「ひろしんアプリ」(以下「本アプリ」といいます)から開設した広島信用金庫の(以下、「当金庫」といいます)の普通預金口座(総合口座を含む)に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「普通預金規定」「総合口座取引規定」「個人キャッシュカード規定」等の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては「普通預金規定」「総合口座取引規定」「個人キャッシュカード規定」等が適用されるものとし、
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるものの他は「普通預金規定」、「総合口座取引規定」に従います。

### 2. (預金契約の成立)

本アプリから申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で当金庫とお客様の間に預金契約が成立するものとします。

ただし、転送不要簡易書留で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく開設した口座を解約できるものとします。

### 3. (印鑑の届出)

本アプリからの申込みにより開設された口座は印鑑レス口座となります。

印鑑レス口座は、当金庫所定の印鑑の届出が必要な取引(「口座振替依頼書」や「払戻請求書による出金・解約」、「投資信託取引」等)を行うことができませんので、届出印が必要な取引を希望される場合には口座開設後に当金庫所定の方法により、店舗窓口にて印鑑の届出手続きを行うものとします。印鑑の届出が完了するまでは、届出印の押印が必要な取引等、印鑑を用いた取引はできません。

### 4. (この特約の変更等)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3) 当金庫の責めによる場合を除き特約の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任は負いません。

## お申込みにあたっての留意事項（ご利用条件）

### 1. （ご利用条件）

- （1） 当金庫営業地区内にお住まいのお客さま、または、お勤めのお客さま
- （2） 18歳以上の個人のお客さま
- （3） 日本国籍のお客さま
- （4） マイナンバーカードに記載の住所に居住するお客さま
- （6） 反社会的勢力でないお客さま
- （7） 米国納税者でないお客さま
- （8） 税法上の居住地国（納税地国）が日本のみのお客さま
- （9） 外国政府等において重要な公的地位にある方（あった方）またはその家族のいずれにも該当しないお客さま
- （10） 開設した口座を事業用に使用しないお客さま
- （11） 本アプリで初めて口座開設を申込されるお客さま

### 2. （留意事項）

- ・ ICキャッシュカードのお申込みは必須とさせていただきます。お申込みから1週間程度で転送不要・簡易書留にて郵送します。
- ・ インターネットバンキングをお申込みされた場合、2～3週間程度でICキャッシュカードとは別でお客さまカード等を転送不要・簡易書留で郵送します。
- ・ 75歳以上のお客さまは、本アプリからのインターネットバンキング申込はご利用できませんので、ご了承ください。（店舗窓口でお申込みください）店舗窓口でのお申込みは、通帳またはキャッシュカード、お届印、本人確認資料をご持参ください。
- ・ インターネットバンキングで振込を行われる場合は、ワンタイムパスワード（ソフトウェアトークン）のご利用が必要です。
- ・ ご本人確認資料としてマイナンバーカードのICチップの情報を読み取りさせていただきます。
- ・ お申込みについて、確認のお電話をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ NFC対応のスマートフォンが必要になります。
- ・ ご利用条件等を含め、総合的な内容判断により口座開設をお断りさせていただく場合がございます。なお、お断りさせていただく理由につきましてはお答えできませんのであらかじめご了承ください。
- ・ お届け先住所・氏名に郵便物が届かず郵便物が当金庫に返送された場合や、郵便局の保管期間が過ぎても郵送物をお受取りいただけない場合は、口座開設を取消させていただきます。

以上

（令和8年6月25日現在）